

#### 4 通級による指導

##### (1) はじめに

本校の聴覚障がい部門は、県下の特別支援学校の中で唯一通級指導教室を設置している。通級による指導は平成5年度に文部省により制度化されたが、本校では平成15年度から正式に認可されている。

##### (2) 取組の概要

今年度は、対象児童生徒が昨年から1名増え、5名が在籍しており、そのうち3名が地域へ出向いて指導を行うサテライト方式（以下サテライト）による指導を実施している（表1）。

近隣に居住している2名については本校で指導を行っているが、残りの3名については南予広域からの通級を受け入れるために、在籍校近くの公的な場所を借用してサテライトによる指導を実施している。サテライトによる指導は、年間7回実施しているが、少ない回数分を補うため約90分間～120分間を目安に実施できるように会場を確保している。

小学生については、1回の指導時間を60分以内とし児童の負担とならないようにしている。サテライトによる指導を利用している中学生については、部活動等もあり、本校へ来校してもらう回数は減っているが、聴覚管理等は必要に応じて長期休業中等に実施している。

指導内容は個々に異なるが、聴覚管理・言語指導・障害認識の学習などの自立活動の内容や、教科学習の補充を実施している。また、進路や受験に関することなど、本人の悩みや要望を取り上げ支援している。

〈表1〉 通級による指導の実施状況

（平成28年12月31日現在）

在籍校	児童生徒 (学校種・学年)	指導時間数等	指導回数（内サテライト回数）	
			H27年度	H28年度
内子町	A（小1）	在籍校時数＋通級 35		2（2）
西予市	B（小3）	在籍校時数＋通級 105	26	8
西予市	C（中2）	在籍校時数＋通級 105	8（6）	2（2）
宇和島市	D（中2）	在籍校時数＋通級 105	7（6）	2（2）
西予市	E（中3）	在籍校時数＋通級 105	30	6

##### (3) 今後の課題

現在、児童生徒在籍校との情報交換については、通級連絡ノートによるやり取りを中心に、電話やメール連絡、指導の様子を参観した後の指導状況の報告や情報交換、学校生活における指導上の配慮事項を説明しているが、サテライトでの通級が在籍校の一室において行うことが可能になれば、更に連携が取りやすくなるものと思われる。

現在、担当者が1名であり、通級による指導以外の時間においては教育相談を実施している。教育相談の都合によっては、通級による指導の時間の変更を余儀なくされることもある。外部からは、難聴以外の言語の問題で通級による指導の問い合わせも多いが、現状では柔軟に対応できる教育相談で受け入れている。以下で教育相談につい

て報告するが、通級指導の業務や教育相談の業務への増員が行われれば、外部からの相談要望にも応じやすくなると思われる。

## 5 教育相談の取組

### (1) 聴覚障がい部門

#### ア はじめに

聴覚障がい教育では早期教育を重視しており、乳幼児教育相談という活動を行ってきた。本校も、30年以上の歴史がある。聴覚障がいがあると分かった時点での相談や就学前の幼児が対象となることが多かった時代から、最近では、新生児スクリーニングで0歳で発見されることも多くなってきたため、0歳からの相談もある。また、幼稚部まで本校に在籍していて、地域の小学校へ就学し、難聴特別支援学級へ在籍している児童及びその保護者や担任の先生との相談も増えている状況である。

#### イ 取組の概要

表2に示すように、センター的機能は大きく教育相談事業と研修支援事業に区分できる。教育相談件数の増加傾向とともに、難聴以外の言葉の問題を主訴とした相談が増加傾向にある。純粋に構音障がいや吃音（きつおん）などの相談もある一方で、言語性の発達障害や自閉的傾向を併せ持つ者も多く、障がいが多岐にわたる傾向にある（表3）。

訪問・助言及び研修支援の状況を表4に示したが、昨年度14件であった回数が、今年度は既に18件を実施している。

〈表2〉 センター的機能（聴覚障がい部門）

センター的機能	活 動 内 容	関係課・担当
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期教育相談</li> <li>・ 随時教育相談</li> <li>・ 訪問相談・支援</li> <li>・ 幼児体験学習（6月・9月）</li> <li>・ サマースクール（8月）</li> <li>・ 小学部・中学部体験入学</li> <li>・ 高等部体験入学</li> </ul>	特別支援課・担当者 特別支援課・担当者 特別支援課 特別支援課・幼稚部担当 特別支援課・各部 教務課 教務課
研修支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種研修会への講師派遣</li> <li>・ 本校研修会・学習会・講演会等の案内</li> <li>・ 教材教具・資料等の貸出、提供</li> </ul>	特別支援課 研修課 特別支援課

〈表3〉 教育相談実施状況

#### ○定期教育相談のべ件数（幼児児童生徒数）

	幼保	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他	計
平成28年度（4～12月）	29(5)	42(9)	19(6)	19(3)	6(1)	4(1)	119(25)
平成27年度（4～3月）	91(9)	67(10)	24(6)	2(1)	0(0)	40(2)	224(28)

○随時教育相談のべ件数（幼児児童生徒数）

	幼保	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他	計
平成28年度（4～12月）	31(15)	23(15)	3(2)	0(0)	0(0)	8(4)	65(36)
平成27年度（4～3月）	0(0)	4(2)	1(1)	0(0)	0(0)	4(2)	9(5)

〈表4〉平成28年度（4月～12月31日）の訪問・助言及び研修支援の状況

対象	研修内容
★A高等学校 教職員	特別支援教育の意義、聴覚障がい生徒への支援及び進路支援に関する研修と情報交換（合理的配慮を含む）
★B中学校 関係教職員	難聴生徒に対する英語のヒアリングへの対応について
★C中学校 関係職員	発音が不明瞭な生徒に対する効果的な支援方法
★D高等学校 教職員	聴覚障がい生徒支援に関する校内研修会
★E小学校 担当者・児童	授業参観、教育相談及び関係教職員との情報交換
★F小学校 町内幼保小関連教育部会関係職員	就学時健康診断の音声言語検査の留意点 発音等に問題を抱える児童の指導について
★G小学校 関係職員 難聴特別支援学級担任	南予地域の難聴児童生徒交流会 保護者情報交換 聴覚障がい児担当者研修会「難聴児への思春期の支援」
★H小学校 教職員	人工内耳装用児の授業参観及び情報交換 人工内耳装用児支援に関する職員研修会（発達障がい児等 気になる児童への支援についての内容を含む）
★I幼稚園 教職員	言葉を引き出す支援の在り方 保護者支援と対応のあり方 言葉の遅れている子どもに対する適切な環境づくり
★J保育所 教職員	人工内耳装用開始幼児についての保育参観・情報交換 保育職員への聴覚障がい保育・人工内耳研修会
K小学校 児童	配慮児童への聴力検査
L中学校 担当者 M中学校 担当者・生徒	FM補聴システムのセッティングと使用方法
N小学校 児童	交流及び共同学習における、障がい理解授業
O保育所 P保育所 Q保育所 R幼稚園	教育相談幼児の保育参観及び情報交換
S病院	教育相談幼児の聴力診断、人工内耳について協議
T特別支援学校	ネットワーク会議への参加
U特別支援学校（2回）	補聴器装用支援及び情報交換

（★は、県費での特別支援教育地域支援事業として実施）

## ウ 今後の課題

ここ数年間は、聴覚障がい部門在籍幼児児童生徒数の減少によって、教員数も大きく減少してきた。それに伴って、センター的機能の中心となる教育相談数や外部支援で、実際に対応できる専門性を有した人員の流出も激しい。現在聴覚障がい部門の教育相談は、特別支援課員が1名で対応している。次年度は、幼稚部在籍者がいなくなる可能性も高く、その場合、乳幼児教育相談、早期教育、幼児教育担当教員の不在によって専門性の低下が一層進み、この分野での支援において負担が増えることが必至である。専門性の継承の難しさもあり、専門性を有した人材の配置と増員のための工夫が必要である。

他機関との連携については、教育相談・通級指導教室関係者合同連絡協議会やネットワーク会議等を開催し、外部から多くの教員が参加できるように日程調整を行っている。また昨年度からは、難聴児やその保護者同士、難聴特別支援学級担任同士の連携が取れるように支援も行ってきた。今後も、訪問支援や研修支援によって横のつながりを広げ、南予の聴覚障がい教育の発展に寄与する責任を本校が果たしていけるようにする必要がある。